

アイベツクラブ(健康促進共済事業)定款

第1章 総則

第1条(理念および目的)

本クラブは、動物福祉の向上を目指し、動物愛護に努めると共に、動物と人間とのより良い共生関係の構築に努める。

第2条(名称)

本クラブは、アイベツクラブ(健康促進共済事業)と称する。

第3条(事業所)

本クラブは、主たる事業所を東京都に置く。

第4条(法的性格)

本クラブは、民法上の組合であって、本定款その他理事会が定める規程(以下「関連規程」という)に基づく会員相互の合意により成立する。

第2章 事業

第5条(事業)

本クラブは次の事業を行う。

1. 会員相互の動物に関する健康情報の提供
2. 動物病院の紹介、動物を対象とする美容院およびホテルの紹介
3. 提携施設(動物病院等)の拡大および会員への紹介
4. 共済事業(動物健康促進共済事業など)
5. 上記1ないし4以外の動物の福祉ならびに会員の福祉に関する事業
6. 上記1ないし5の事業に付随関連する事業

第3章 会員

第6条(会員の資格)

本クラブの会員は、動物愛護の精神を有する者に限る。

第7条(加入)

1. 各本クラブへの加入を希望する者(以下「加入希望者」という)は、本クラブ所定の申込書その他本クラブが提出を要求する書類(以下「本申込書等」という)につき、本申込書等の記載等に従い記入等を行い、本クラブ宛に本クラブ所定の住所まで送付したうえで、加入につき理事会の承認を得るものとする。なお、加入希望者が未成年者である場合には、その法定代理人の同意があることを加入の条件とする。
2. 本クラブは、加入希望者から本申込書等を受領した場合には、理事会において本申込書等を審査のうえ、加入希望者の本クラブへの加入を承認しないことができる。
3. 理事会は、前項の諾否の決定を本クラブの理事長に一任することができる。
4. 理事会が承認し加入希望者が次条に定める出資金の全額を支払った時点において、加入希望者は本クラブの会員たる地位を得るものとし、当該加入希望者と本クラブの他の会員との間において本定款および関連規程を内容とする組合契約が成立するものとする。

第8条(出資金および経費)

1. 会員は、理事会が指定する日までに遅延なく、理事会が定める方法にて、出資金および入会手数料の全額の払い込みをしなければならない。
2. 会員は、毎月、理事会が指定する日までに遅延なく、理事会が定める方法にて、本クラブの運営ための経費を支払うものとする。
3. 第1項の出資金および入会手数料の額ならびに前項の経費の額は、理事会において定める。但し、本クラブ設立時における出資金の額は280円、入会手数料の額は、2520円(消費税および地方消費税を含む)、経費の額は月額200円とする。

第9条(遵守事項)

1. 会員は、本定款および関連規程を遵守するものとする。
2. 会員は、本申込書等の記載事項に変更があった場合には、本クラブが定める方法にて、速やかに本クラブに届け出るものとし、以後も同様とする。会員が当該届出を怠ったことにより当該会員が不利益を被ったとしても、本クラブは当該不利益につき責任を負わないものとする。

第10条(自由脱退)

会員は、理由を問わず、本クラブ所定の書面により本クラブに通知することにより、本クラブを脱退することができる。かかる場合には、本クラブ所定の書面が本クラブに到達してから30日が経過した時点で、本クラブ脱退の効力が生じるものとする。

第11条(強制脱退)

会員に下記の一に該当する事由が生じた場合には、当該会員は、本クラブを脱退するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 破産または民事再生手続き開始の申立があったとき
- (3) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき
- (4) 除名されたとき

第12条(除名)

1. 会員に下記の一に該当する事由が生じた場合であって、かつ理事会の除名の決議があった場合には、当該会員は、本クラブから除名されるものとする。
 - (1) 本定款または関連規程の一にでも違反したとき
 - (2) 形手または小切手を不渡りしたとき
 - (3) 差押、仮差押処分、強制執行等または租税滞納処分を受けたとき
 - (4) 動物と人との健全な共生の理念に反する行為を行ったとき
 - (5) 本クラブの名譽を傷つける行為を行ったとき
 - (6) 財産状態が著しく悪化したとき
 - (7) 理事会が本クラブの会員として適格ではないと判断したとき
2. 除名の効力は、本クラブが会員に対し除名の通知を発したときに生じるものとする。

第13条(持分の払い戻しおよび損失分担)

1. 本クラブは、会員が脱退した場合には、当該会員の脱退時における組合財産の状況に従い持分の払い戻しを行うものとする。但し、かかる持分の払戻しは、当該会員より本クラブに払い込まれた出資金の合計額を上限とする。
2. 入会手数料および経費は、いかなる場合においても返還されないものとする。

第14条(会員の地位および持分の譲渡禁止)

会員は、理由を問わず、理事会の事前の書面による承認がなければ、会員の地位、本クラブに対する持分、または本クラブに対する権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、貸与、付担保その他一切の処分を行うことができないものとする。

第15条(会員の責任の範囲)

理事たる会員以外の会員は、出資金額を限度とする有限責任とする。

第16条(相続)

会員たる地位は、相続の対象とならない。

第4章 理事、理事会

第17条(理事の定数および選任方法)

1. 本クラブには、3名以上の理事を置く。
2. 理事の選任は、株式会社スロー・グループが指名する者の中から、理事会において選任する方法にてこれを行う。但し、本クラブ設立時における理事は、白石伸生、内田雅之および高田興明とし、白石伸生を理事長とする。

第18条(理事の任期)

1. 理事の任期は2年とする(ただし、再任を妨げない)。ただし、本クラブ設立当初の理事の任期は、本クラブ設立時から平成17年3月31日までとする。
2. 補欠のために選任された理事の任期は、その前任者の残存任期とし、増員のために選任された理事の任期は、他の現任の理事の残存任期と同一期間とする。
3. 理事の員数が3名を欠に至りたる場合においては、任期の満了または辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまでの間、理事としての権利義務を有するものとし、理事としての職務を遂行するものとする。

第19条(理事の資格)

理事は、本クラブの会員から選出するものとする。

第20条(理事の忠実義務)

理事は、本定款および関連規程を遵守し、本クラブのために忠実にその職務を遂行しなければならない。

第21条(理事の責任の範囲)

1. 理事たる会員は、無限責任とする。
2. 理事者の報酬は、理事会において定めるものとする。

第22条(理事の解任)

本クラブは、理事会の決議をもって、次の各号の一に該当する理事を解任することができる。

- (1) 会員たる資格を失ったとき
- (2) 理事の職務を著しく怠ったとき
- (3) 理事会において理事として適格ではないと判断されたとき

第23条(理事長の選任および職務)

1. 理事長は、理事会において理事の中から選任する。
2. 理事長は、対外的には本クラブを代表し、対内的には本クラブの業務を執行する。
3. 理事長に事故ありたるときは、予め定めた順に在り、理事が理事長の職務を代行するものとする。
4. 理事長以外の組合員は、本クラブの代表または本クラブの業務(常務を含む)を執行することはできないものとする。ただし、理事長より個別の委任が有りたるときはこの限りではない。

5. 理事長は、理事会の承認を得たうえで、本クラブの業務の執行を会員でない者(法人を含む)に委任することができる。

第24条(理事会の権限)

理事会は、以下の事項につき決定する権限を有するものとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 関連規程の制定、変更および廃止
- (3) 事業の追加、変更および廃止
- (4) 費用その他の徴収金の賦課およびその徴収の方法
- (5) 事業計画の策定および変更
- (6) 予算の設定および変更、ならびに決算
- (7) 会員の加入の承認
- (8) 会員の除名
- (9) 理事長の選任
- (10) 事業または資産の一部または全部の譲渡
- (1) 1) 剰余金または損失の処理
- (12) 解散
- (13) 本定款または関連規程において理事会により決すべきとされる事項
- (14) 本クラブの運営上重要な事項
- (15) その他理事会が必要と認める事項

第25条(理事会)

1. 理事会は、理事長がこれを招集することができる。
2. 理事長は、必要があるときはいつでも理事会を招集することができる。
3. 理事会の招集は、前項または口頭による通知によりこれを行う。
4. 理事会は、理事の総数の3分の1(1/3)以上の理事の出席により成立するものとし、出席理事の過半数をもって決するものとする。
5. 理事は、理事会において代理人を出席させることはできないものとする。ただし、予め知らされている議案については、書面により決議に参加することができ、当該書面により参加した理事に関しては、前項との関係において、理事会に出席したものとみなす。

第5章 会員の権利

第26条(サービスの利用)

1. 本クラブが定めるサービス(但し、共済に関するサービス等、別途の加入や支払が必要なサービスは除く)(以下「本件サービス」という)を利用することができる。
2. 会員は、本件サービスの利用にあたっては、別紙本クラブの理事会が定める条件に従うものとする。

第6章 会計

第27条(事業年度)

本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、開始年度の事業年度は、本クラブ設立の日から平成17年3月31日までとする。

第28条(剰余金)

本クラブは、第5条に規定する各事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金を翌事業年度に繰り越すものとし、会員への分配を行わないものとする。ただし、理事会が別途の決議を行った場合には、理事会の決議に従うものとする。

第29条(残余財産の処分)

1. 本クラブが解散した場合の清算事務において、本クラブが負担する債務を弁済した後の残余財産の分配については、各会員に対し、当該解散時の本クラブの財産状況に従い当該会員が本クラブに払い込んだ出資金の合計額上限にこれを返還するものとし、なお残余がある場合には、理事会の決議に従いこれを処分するものとする。
2. 清算人は、理事会がこれを選任するものとする。

第30条(その他)

本定款に定めのない事項については、理事会においてこれを定める。

2005年3月発行

「うちの子健保」共済規約

第1条(目的)

本共済規約は、アイベツクラブ(健康促進共済事業)(以下「本クラブ」という)の会員(以下「本会員」という)間において、本会員のペット動物の健康の促進、維持等のための相互扶助を目的として営まれる共済制度である「うちの子健保」(以下「本共済」という)に関する必要な事項等を定めるものである。

第2条(加入者及び加入対象とすることができるペットの資格)

1. 本共済には、本会員ののみ加入できる(本共済への加入者を以下「本加入者」という)。なお、加入を希望する者が未成年者である場合には、その法定代理人の同意があることを加入の条件とする。
2. 本共済(賠償サポート(次条第1項において定義する)を除く)の対象となる動物は、家庭で愛玩用として(すなわちペットとして)飼育される犬、猫、フェレット、うさぎ及び鳥に限るものとする。但し、以下の①ないし④のいずれかに該当する場合には、本共済に加入することができないものとする。
 - ①本申込書等(第4条第1項で定義する)が本クラブに到達した日より遡って1年以内に本クラブが指定するワクチン(例えば、犬は狂犬病+5種以上の混合ワクチン、猫は3種混合ワクチン)を接種していない場合
 - ②本申込書等が本クラブに到達した日に健康状態でない場合
 - ③取崩用である場合又は介護、介助の業務に従事する動物である場合(興行用、闘犬用、賭犬、猟犬等)
 - ④本申込書等が本クラブに到達した日から遡って6か月以内に、特定疾病(心不全、腎不全、糖尿病、フィラリア症、悪性腫瘍、重度の外耳炎、猫エイズウイルス感染症、猫白血病ウイルス感染症、神経疾患、ヘモバルトネラ症、パネシア症、その他本クラブが指定する疾患)に罹患している場合
3. 賠償サポートの対象となる動物は、家庭で愛玩用として(すなわちペットとして)飼育される犬に限るものとする(但し、犬以外の動物であっても、家庭で愛玩用として(すなわちペットとして)飼育される動物であり、かつ本クラブが賠償サポートへの加入を個別に承認した動物については賠償サポートに加入できるものとする)。但し、前項の①ないし④のいずれかに該当する場合には、賠償サポートに加入することができないものとする。

第3条(本共済の内容)

1. 本共済は、以下の各共済をその内容とする。
 - ① ペットの傷病(予防措置を除く)に関する共済(以下「健康共済」という)
 - ② ペットの賠償責任に関する共済(以下「賠償サポート」という)
 - ③ ペットの予防接種に関する共済(以下「予防接種サポート」という)
 - ④ ペットの死亡見舞金に関する共済(以下「お別れサポート」という)
 - ⑤ ペットの24時間レスキューに関する共済(以下「24時間レスキューサポート」という)
2. 本加入者は、健康共済に必ず加入するものとし、賠償サポート、予防接種サポート、お別れサポート又は24時間レスキューサポートについては、本共済に加入を希望する本加入者ののみ加入するものとする。但し、各本共済において加入者の要件が定められる場合には、当該要件を満たす本加入者ののみが、当該各本共済に加入することができる。
3. 健康共済の内容は「うちの子健保」普通共済約款において、賠償サポートの内容は「うちの子健保」賠償保障特別約款において、予防接種サポートの内容は「うちの子健保」予防特別約款において、お別れサポートの内容は「うちの子健保」死亡見舞金特別約款において、24時間レスキューサポートの内容は「うちの子健保」24時間レスキューサポート特別約款において定めるものとする(以下総称して「本共済約款」という)。

第4条(加入方法)

1. 各本共済への加入を希望する者(以下「加入希望者」という)は、本クラブ所定の申込書その他本クラブが提出を要求する書類等(以下「本申込書等」という)につき、本申込書等の記載等に従い記入等を行い、本クラブ宛に本クラブ所定の住所まで送付したうえで、加入につき本クラブの理事会の承認を得るものとする。
2. 本クラブは、加入希望者から本申込書等を受領した場合には、本クラブの理事会において本申込書等を審査のうえ、加入希望者及び加入希望者が各本共済の対象とすることを希望するペットの本共済への加入の可否を決定するものとする。なお、本クラブの理事会は、事由の如何を問わず、加入希望者又は加入希望者が本共済の対象とすることを希望するペットの本共済への加入を承認しないことができる。
3. 本クラブの理事会の承認をもって、加入希望者は、本加入者たる地位を得るものとし、本クラブと本加入者との間に、本共済規約及び本共済約款を内容とする共済契約(以下「本共済契約」という)が成立するものとする。

第5条(本加入者の権利及び義務)

1. 本加入者は、本共済規約及び本共済約款の定めに従い、本クラブが定める方法にて、本クラブに対し共済掛金を支払うものとし、かつ本共済規約及び本共済約款を遵守するものとする。
2. 本加入者は、本共済の対象となるペットにつき、本共済を、本共済規約及び本共済約款に従い利用することができるものとし、本クラブは、本共済規約及び本共済約款に従い、本加入者に対し、共済給付金の支払いその他のサービスの提供を行うものとする。

第6条(本加入者の地位等の譲渡等の禁止等)

1. 本加入者は、本加入者たる地位又は本共済に関する権利若しくは義務(各本共済に関する権利若しくは義務を含む)の全部又は一部につき、第三者に譲渡、貸与、付担保その他一切の処分を行ってはならない。
2. 前項にかかわらず、以下の①及び②のいずれかの場合には、本加入者は、本クラブの理事会の事前の書面による承認を得たうえで、本共済の対象となるペット(以下「対象ペット」という)に関する本加入者の地位並びに本共済に関する権利及び義務(各本共済に関する権利及び義務を含む)を譲渡することができるものとする。但し、本クラブの理事会は、何らの理由を要せず、自己の自由な判断にて、当該譲渡を承認しないことができるものとする。
 - ① 本クラブの会員に対し、対象ペットに関する本加入者たる地位並びに本共済に関する権利及び義務(各本共済に関する権利及び義務を含む)の全部を譲渡する場合
 - ② 第三者に対し、対象ペットに関する本加入者たる地位並びに本共済に関する権利及び義務(各本共済に関する権利及び義務を含む)の全部を譲渡すると同時に、本クラブの会員たる地位並びに権利及び義務の全部を譲渡する場合
3. 本加入者は、対象ペットを変更することができないものとする。

第7条(相続)

本加入者たる地位並びに本共済に関する権利及び義務(各本共済に関する権利及び義務を含む)は、本加入者固有のものであり、相続の対象とならない。